

簡易公募型指名競争入札運用基準

この基準は、境港市が発注する簡易公募型指名競争入札に関し必要な事項を定める。ただし、この基準に定めのない事項は公募型指名競争入札の実施要領による。

1 対象工事

簡易公募型指名競争入札の対象工事は、次に掲げる工事とする。ただし、公募期間等必要な日数がとれない場合は、これに該当する工事であっても指名競争入札によることができるものとする。

発注工事種別	工事規模
一般土木工事	2千500万円以上1億円未満
一般建築工事	3千万円以上2億円未満
電気工事	2千500万円以上
管工事	2千500万円以上

2 技術資料の提出

技術資料の記載事項及び添付資料は、次の表による。提出部数は2部とする。

記 載 事 項	記 載 内 容 に 関 す る 運 用 方 針
配置予定技術者	① 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。(様式第1号) ② 確認書類として資格証の写しを添付すること。

3 技術資料収集に係る公告

公募により2の技術資料を収集する場合は、境港市揭示場設置規則（昭和29年境港市規則第2号）に定める揭示場に次に掲げる事項を公告する。

公 告 に 明 示 す る 事 項	公 告 内 容 に 関 す る 運 用 方 針
1 工事の概要 (1) 工事名 (2) 工事場所 (3) 工事内容 (4) 工期 (5) 予定価格	具体的に記述すること。
2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項	具体的に記述すること。

3 技術資料の提出	
(1) 技術資料の提出方法	技術資料の提出期間、提出場所、提出方法を明記すること。
(2) 技術資料の審査に関する事項	提出にあたっては、持参とする。
	提出された技術資料を審査し、指名する旨を明記すること。
4 その他認める必要とする事項	関連情報を入手するための照会窓口の担当課名を明記すること。

4 施行期日

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

(様式第 1 号)

配 置 予 定 技 術 者 の 資 格

会社名 _____

配置予定技術者の氏名		
一級土木施工 管理技士取得年月日	昭和・平成 年 月 日 登録番号 ()	昭和・平成 年 月 日 登録番号 ()
監理技術者資格者証 取得年月日、登録番号	建設業の種類 () 昭和・平成 年 月 日 登録番号 ()	建設業の種類 () 昭和・平成 年 月 日 登録番号 ()

備考 本表に記載した証として、資格者証、合格証明書の写しを添付すること。